

お知らせ

平成24年工業統計調査などを 実施します

企画課

工業統計調査と岐阜県輸出関係調査を12月31日現在で実施します。

調査の対象となった事業所には、12月下旬から1月中旬に調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査内容に関する秘密は、統計法に基づき厳守されますので、正確な記入をお願いします。

【対象となる事業所】

工業統計調査・・・製造業を営む従業員数4人以上の事業所

岐阜県輸出関係調査・・・製造業を営む従業員数4人以上の事業所のうち製品、半製品を原形のまま輸出している事業所、または輸出向け製品を賃加工している事業所

【問 合 先】企画課

お知らせ

事業主の皆さんへ 労働保険の手続きはお済みですか

岐阜労働局

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

1人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。

〈労災保険〉労働者が業務や通勤が原因で、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。

〈雇用保険〉労働者が失業した時や教育訓練を受講した時、在職中の60～65歳未満や育児休業・介護休業中の労働者に一定の賃金低下があった場合に、必要な給付を行います。また、事業主には、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていたための各種助成金制度があります。パートタイム労働者も、1週間以上の所定労働時間が20時間以上であること、31日以上雇用見込みがある場合は、雇用保険に加入しなければなりません。

【問 合 先】岐阜労働局総務部労働保険徴収室
☎245-8115

お知らせ

第64回人権週間 12月4日～10日

岐阜地方法務局

法務省と全国人権擁護委員連合会では、この人権週間中に全国各地で人権尊重思想の普及高揚のため、啓発活動を実施します。

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権問題や悩みごとなどでお困りの方は、人権擁護委員(14ページ参照)または法務局にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

【問 合 先】岐阜地方法務局人権擁護課
☎245-3181

お知らせ

「多重債務無料相談会」開催

県民生活相談センター

複数の借金でお困りの方の無料相談会を開催します。

法律専門家の助力を得れば、解決も可能です。悩む前にご相談ください。

【日 時】12月8日(土) 午後1時～4時

【場 所】県民生活相談センター

(岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館1棟5階)

【相談方法】

①面接相談:12月7日(金)までに電話予約してください。

②電話相談:当日時間内に電話してください。

【申込・問合先】岐阜県県民生活相談センター
☎277-1003

お願い

歳末たすけあい募金にご協力を

県共同募金会笠松町分会

12月1日から「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに「歳末たすけあい共同募金運動」が始まります。

この募金は、支援が必要な方が年末年始を温かく迎えられるよう、さまざまな事業に活用されます。主旨をご理解いただき、多くの皆さまのご協力をお願いします。

【募金受付先】県共同募金会笠松町分会

(福祉健康センター内) ☎387-5332